平成２３年（フ）第３９号
熊本県阿蘇郡小国町大字下城680番地
債務者　河津　安生
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第８２号
青森県十和田市大字三本木字並木西112番地１
債務者　繁在家悦子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５９４号
奈良市西九条町１丁目３番地の11　エスポワールアネックス101号
債務者　島田　景子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９５４号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目９番16号
債務者　中西ヒロミ
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４６６号
福岡県朝倉市小田1904番地１
債務者　平原　直美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５３号
福岡市東区原田２丁目19番22号、前住所福岡市東区筥松３丁目21番30―306号
債務者　阪本　善浩
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　裕
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３０号
福井県越前市広瀬町第161号６番地の６
債務者　佐々木利廣
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
金沢市諸江町33番42号
債務者　安本　昌子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟田　真人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５７２号
金沢市諸江町33番42号
債務者　安本　英宏
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟田　真人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５７３号
金沢市諸江町33番42号
債務者　安本　由香
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟田　真人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４３３号
盛岡市大館町９番２号
債務者　新村　隆久
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　研介
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１７８号
大阪府茨木市竹橋町12番17号、住民票上の住所長野県北安曇郡小谷村大字千国乙12850番地１
債務者　足立　直久
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３５８８号
札幌市東区北18条東８丁目１番12―102号
債務者　外山　栄子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４９号
新潟県五泉市牧664番地
債務者　劔　健一郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
新潟地方裁判所民事部